

第2回大和市障害福祉センター松風園の指定管理者選定委員会 議事録

■日時：令和6年7月30日（火）午後2時から午後3時まで

■場所：大和市保健福祉センター 5階 501 会議室

■出席状況 委員 5名 宮崎委員、畠山委員、関委員、丸山委員、笹岡委員
事務局 7名 健康福祉総務課 稲木、山本、長野
障がい福祉課 山口、小針
すくすく子育て課 坂本、木戸

■公開・非公開の状況

■公開 非公開 一部非公開

■次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議題（1）募集要項（案）・仕様書（案）・協定書（案）について
（2）審査要領（案）について
（3）審査会について
- 4 その他
- 5 閉 会

■主な審議内容など

- ・議題（1）から（3）について審議し、前回会議で配付した資料に変更点があるものは、事務局から説明。
- ・審査会の流れについて、事務局より説明。

<※資料等は複数ページにわたるため掲載しておりませんが、事務局（大和市保健福祉センター健康福祉総務課）で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越してください。>

－議題－

（1）募集要項（案）・仕様書（案）・協定書（案）について

委員 募集要項（案）の応募資格に、「社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人又はこれと同等の業務運営能力を有すると市長が認める法人」とある。前回の会議で、株式会社等についても、適切な事業者であれば参入を認めると説明があったが、営利を目的とする株式会社の場合、何をもって松風園の運営に適切であると認定するのか。

事務局 評価表の評価項目4-9「類似施設の運営実績」で、社会福祉法第24条に掲げる趣旨をふまえた業務運営能力を有している団体としており、こうした団体であれば適切であると認定する。

委員 社会福祉法と同等の業務運営能力があると判断された上で応募が認められるべきではないか。

会長 こちらの意見については、事務局で検討していただくということでよいか。

委員 (全員了承)

委員 募集要項(案)の提出書類に、「応募者資格に係る各法令等に基づき事業者の指定を受けた指定通知書の写し」とあるが、具体的に何か。

事務局 それぞれ生活介護事業所、児童発達支援センターを担える、事業所の指定を受けた通知書の写しを想定している。

(2) 審査要領(案)について

委員 現運営法人のみが応募した場合に、人員配置や財務状況について、毎年行われているモニタリングや自己評価を通じ、市が現状を把握しているにも関わらず、すべての評価項目で評価しなければならないのか。市から現状報告を受け、委員会で認めた上で省略できる部分は省略してはどうか。

事務局 現運営法人で例年行っているモニタリング等からは、これまでの実績について評価することはできるが、未来についての部分は、これからの事業計画に基づいて評価するべきであると考え。毎年度の評価とこれから先の指定管理に向けての評価は意味合いが違うので、応募者数に関わらず、すべての評価項目について評価していただきたい。

委員 法人が現在行っている事業のほかに実施する計画がある場合、書類を提出して、それを評価することができるかと説明があったと記憶しているが、その書類はどこに記載されているか。

事務局 募集要項(案)に記載があり、様式2「企画提案書・収支見込書」と、様式2別紙「支出内訳書」のことを指す。松風園の財務状況や経費についての見込み等は、この書類から読み取ることができる。ただ現時点で、貸借対照表等といった、法人全体の財務状況を把握できる資料の提出は求めていないので、検討させていただきたい。

(3) 審査会について

- ・次回、10月8日(火)の審査会の流れを説明。

委員 税理士から所見を得るとあるが、委員が評価表の財務の状況の評価する必要があるのか。

事務局 税理士からの所見を参考に委員が評価をしていただきたい。

— その他 —

・第3回（審査会）の日程について確認。

■日 時：令和6年10月8日（火）午後2時から（応募者数により時間変動）

■場 所：大和市保健福祉センター5階501会議室

— 閉会 —